

整備基本計画

1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

①保存のための整備

遺構の保存のため、現状把握、日常の維持管理、修理を行う。

②かつての城郭の姿を尊重した整備

現存遺構の顕在化や調査成果に基づく遺構表示などにより、かつての城郭の姿を尊重した整備を検討する。

③景観形成のための植生管理

仙台城跡からの眺望や市街地からの眺望に配慮した景観形成を図る。景観と関係の深い要素である植生に関しては、現状の把握を行い、保存と活用の観点から維持管理の方針を検討し、方針に基づき維持管理を行う。

④来訪者が回遊できる複数拠点の整備

仙台城跡は、区域ごとに城郭としての機能や時代の変遷、自然地形の違い等が混在しており、全域を一元的なイメージのもとに整備していくことは必ずしも効果的とはいえない。そのため、仙台城跡全体を、歴史や地形、歴史遺産及び自然遺産の状況、現在の土地利用状況等を勘案して、いくつかの整備ゾーンに分割して整備する。その際、訪れる人が、各々の興味関心に応じて、複数の拠点に分散・回遊するような整備を目指す。

具体的な整備にあたっては、各地域の特徴を考慮して整備ゾーンを細分化した整備区域を設定し、整備区域ごとに具体的な整備の指針を定める。

⑤整備の基準となる時期

整備については、さまざまな曲輪などに配置された各種の遺構が城郭の施設として機能し、残存した最終の時期となる幕末期の状態を保全しつつ整備していくことが史跡整備上妥当であり、廃城期の状態を概ね基準とする。ただし、遺構の残存状況によっては曲輪や整備ゾーン単位などで、その他の適切な整備時期を検討することとする。

(2) 地区区分計画

①整備ゾーンの設定

仙台城跡にある曲輪や地区の特性や変遷を考慮した「整備ゾーン」を設け、その範囲内で整備対象とする時期や整備手法について共通の方針で特色ある整備を行う。

②整備区域の設定

各整備ゾーンの中に「整備区域」を設け、各々の整備指針に基づき具体的な整備を行う。

[整備ゾーン]

A 水系整備ゾーン

御清水から中島池、三の丸（東丸）外構水堀を経て広瀬川へつながる水系を意識した整備を行い、来訪者が水辺を散策しながら、自然環境を利用した水利システムについての理解を深めるゾーンとする。

B 本丸整備ゾーン

城の最高所に築かれた本丸跡から眼下に広瀬川や市街地を見下ろし、仙台城跡の一つの特徴である山城的性格や城下と城との関係性の理解を深めるとともに、石垣等の地表顕在遺構や地下に埋蔵されている御殿等の遺構の整備により、城の主郭である本丸跡の理解を深めるゾーンとする。

C 大手門整備ゾーン

市民にとって仙台城跡のシンボルと意識されている大手門と脇櫓を中心に、周辺の石垣等の地表顕在遺構や、二の丸詰門、勘定所等の遺構を整備し、藩庁であった二の丸についての理解を深めるゾーンとする。

D 三の丸（東丸）整備ゾーン

水堀と土塁に区画されている曲輪の特徴を生かした整備を行い、大橋方面や東西線の駅からの来訪者や青葉山公園の利用者などが、城郭らしい雰囲気を感じられるゾーンとする。

E 登城路整備ゾーン

本丸へ至る巽門からと大手門からの2つの登城路について、経路上にある曲輪、城門、石垣等の整備や、来訪者が安全に散策できる園路の整備等を行い、城郭の構造についての理解を深めるゾーンとする。

F 崖地整備ゾーン

本丸周辺の崖地を、遺構保存と城郭としての景観の面から保全のための整備を行い、自然地形を利用した仙台城跡の山城的性格の理解を深めるとともに、城郭としての景観形成を図るゾーンとする。

[整備区域]

A 水系整備ゾーン

①御裏林整備区域

<現状>

この区域には、仙台城の堀及び本丸の水源である御清水があり、本丸への水の取り入れ口の貯水槽と考えられる遺構が現存している。また、天然記念物「青葉山」の指定地であり、東北大学植物園として管理されている。

<整備方針>

- ア 天然記念物指定地であり東北大学植物園として管理されていることを踏まえ、整備については東北大学と連携して進める。
- イ 整備の対象としては、御清水から貯水槽に至る遺構とその周辺とし、遺構を取り巻く自然環境と

調和を図ることを前提に、仙台城跡全体の水利システムの原点であることの理解を深める整備を図る。

②中島池整備区域（大手門整備ゾーンと重複）

<現状>

この区域は、御清水からの湧水が中曲輪に沿って流れ下り、本丸と二の丸の間に溜池（中島池）となっており、その水が三の丸（東丸）外構の堀と、大手門方面へと流れている。また、溜池の南側には中島曲輪があり、兵具蔵が存在していた。現在は埋まっており、池としての形状はみられず、中島曲輪の範囲も現況では認識できない。

<整備方針>

- ア 計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づき、堆積土を除去することにより、溜池及び中島曲輪の形状を復元し、城の水利システムについての理解を図る。
- イ これまで石垣修復工事に伴う作業ヤードとして利用されてきたことや、石垣修復工事で使用できなかった旧石材を保管している現状を踏まえ、整備に着手するまでの間は、他の整備区域の整備工事の際に作業ヤードとして利用する。
- ウ 大手門の周辺の歴史的景観の再現としての整備を図る。

B 本丸整備ゾーン

③本丸御殿整備区域

<現状>

この区域には、文献絵図等の資料や発掘調査の結果から、大広間、御成門等の本丸御殿の遺構が存在したと考えられる。また、本丸北側には修復が繰り返された石垣が確認されている。

多くの来訪者がある場所であり、また、仙台城跡の曲輪として最初に訪れる方も多い。

<整備方針>

- ア 本丸御殿の遺構については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等を行い、本丸跡のかつての姿の理解を図る。
- イ 修復された本丸北壁石垣については、維持管理や動態観測を行い、遺構としての良好な状態の維持を図る。また、修復工事に伴う調査成果についての公開に努め、江戸時代の石垣構築技術等の理解に努める。
- ウ 多くの来訪者に対しては、ある程度の滞留を促し仙台城跡を知ってもらい、本丸跡から他の曲輪等への回遊を促すよう、さまざまな手法により案内・解説・誘導等を図る。また、平場を利用した市民活動などの活用も図る。

④本丸縁辺地整備区域

<現状>

この区域は、特徴的な建築である懸造や、翼櫓等が存在していた。また、大番士土手については、土塁遺構が現存している。しかしながら、遺構に近接する崖地の崩壊が進んでいることから、一部につい

ては崖地補強工事が行なわれている。

また、仙台市街を見下ろすことのできる場所であるが、縁辺地及び崖地には多くの樹木が生えている。

<整備方針>

ア 本丸縁辺地に存在した遺構については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等を行い、本丸跡のかつての姿の理解を図る。

イ 縁辺地からの眺望確保と、崖地に面した遺構保存のため、縁辺地から崖地に生じている樹木等を対象に、現状調査のうえ景観と植生管理に関する方針を定め、その方針に基づき整備を図る。

⑤本丸北西部整備区域

<現状>

この区域は、本丸の搦め手にあたる西門の虎口空間や周辺の石垣が良好に残っており、特に石垣からは複数の修復履歴をたどることができる。

<整備方針>

ア 石垣で構成される虎口である西門や本丸北西石垣などの石垣を維持管理し、解説板・案内板の設置等により、虎口空間の特徴や、各時代の石垣修復履歴などの理解を深めることを図る。

イ 西門、城番所、西門脇の櫓等の遺構については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づき、遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、遺構の理解を図る。

C 大手門整備ゾーン

⑥大手門整備区域

<現状>

この区域は、昭和20年の仙台空襲によって焼失した大手門、大手門脇櫓、勘定所、七十間兵具蔵等が存在したと考えられる場所である。現在は、石垣等や昭和42年に再建された大手門脇櫓が存在しており、公園として整備されている。

<整備方針>

ア 昭和20年の戦災で焼失するまで国宝の大手門があった経緯から、市民からも仙台城跡の正面としての位置づけを持つと考えられている場所である。そのため、大手門と大手門脇櫓の復元整備も含めたさまざまな手法により、仙台城跡の大手としての理解を図る。

イ 大手門及び大手門脇櫓は、焼失前の測量図や古写真が残っていることから、発掘調査の成果を踏まえたうえで復元整備の対象とする。

ウ 歴史的建造物の復元だけを行うのではなく中島池など周辺も含めた整備を行い、復元建造物を含めた一定程度の範囲の歴史的景観の再現を図る。

⑦二の丸詰門整備区域

<現状>

この区域は、寛永年間における二代藩主伊達忠宗により造営された二の丸の正門にあたる二の丸詰門等が存在したと考えられる。現状は青葉山公園の一部として、緑地になっている。

<整備方針>

二の丸詰門については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、二の丸への入口としての理解を図る。

⑧扇坂下整備区域

<現状>

この区域は、藩庁となる二の丸に出仕する藩士の登城口として使われた扇坂と呼ばれる地域であり、指定地内には、扇坂下厩が配置されていたと考えられる。かつては高校のプールが設置されていたが、現在は撤去され、仙台市博物館の第二駐車場として使用されている。

<整備方針>

- ア 廃城後の改変が大きいことが想定されるが、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、扇坂や扇坂下厩の理解を図る。
- イ 地下鉄東西線国際センター駅の直近に位置しており、史跡内への誘導のための重要な入口といえるため、仙台城跡への誘導・案内・解説等の機能を持たせた整備を図る。

D 三の丸（東丸）整備ゾーン

⑨三の丸（東丸）蔵屋敷整備区域

<現状>

この区域は、水堀と土塁により区画された曲輪であり、築城期には、藩主の屋敷や庭園として利用され、二の丸造営以降は米蔵を置く蔵屋敷となり幕末まで続いた場所である。現在、史跡ガイダンス施設でもある仙台市博物館が設置されている。

<整備方針>

- ア 仙台市博物館の史跡ガイダンス施設としての機能を維持し、調査成果を速やかに公開したり、仙台城跡に関する講座等を実施するなど、活用面での工夫を図る。
- イ 計画的な発掘調査や史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、三の丸（東丸）の構造や歴史的変遷についての理解を図る。

⑩三の丸（東丸）外構整備区域（水系整備ゾーンと重複）

<現状>

この区域は、曲輪を区画する水堀と土塁からなり、堀の水源は、御清水から生じた湧水が中島池を経て至ったものである。藩政期は、巽門の南東にもカギ型の堀が存在したが、現在は埋没している。

曲輪への虎口は、北に子門、南に巽門がある。

<整備方針>

- ア 現存する水堀や土塁については、遺構に生えている樹木等を適切に管理すること等により遺構を顕在化し、曲輪の外構としての理解を図る。
- イ 巽門南東部の埋没した堀については、計画的な発掘調査や史料調査の成果に基づき、堆積している土を除去し、かつての堀の形状の復元を図る。

- ウ 曲輪の虎口については、計画的な発掘調査や史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、三の丸（東丸）の虎口について理解を図る。
- エ 御清水から発した水が水堀に至るといふ、城内水利システムの理解を図る。

E 登城路整備ゾーン

⑪登城路整備区域

<現状>

この区域は、山上の本丸へ至る登城路で、大手門からと三の丸（東丸）巽門からの二系統からなり、土塁、石垣、土塀で仕切られて屈曲し、城郭の防御上重要な区域であったと考えられる。また、大手門からの登城路には中門、巽門からの登城路には清水門と沢門が配置され、門跡周辺の石垣等の遺構が残存している。その他にも土塁、石垣、石組側溝、井戸跡等の多くの遺構が残存している。

現在は市道として利用されており、大手門から本丸へ至る登城路は通勤、観光の車両が通行しており、史跡の保存と活用にとって影響がある。市道に沿った園路整備は実施されている。巽門から沢門に至る登城路は、市道ではあるが車両通行はないため、良好な史跡空間を有している。

<整備方針>

- ア 本丸跡に向かう動線に沿って、城門跡や平場、井戸跡等の遺構が多く存在することから、これらの遺構を対象に、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備や解説板・案内板の設置、散策しやすい園路整備等により、登城路を通じた城郭構造の理解を図る。
- イ 巽門については、焼失前の測量図、古写真、発掘調査成果の資料があることから、復元整備の対象とする。
- ウ 現在、交通量の多い市道については、早急な廃道等の措置は困難であることから当面維持するが、遺構の保存や見学者の安全の為に必要な対策をとる。

⑫追廻厩整備区域

<現状>

この区域は、本丸東側の自然崖の裾野部分にあり、追廻馬場に隣接していることから厩が存在したと考えられる。また、藩政期には南の本丸崖下が河道であり、川沿いには石垣が築かれていたが、この区域では石垣は確認できない。

現在はテニスコート利用者のための駐車場が設置されている。豪雨の際に崖から土砂が流れ出すことがある。

<整備方針>

- ア これまでも崖地からの土砂の流出があるように、安全面での不安要素がある区域であるため、来訪者を積極的に誘導する活用については避け、当面は、現状の公園利用者の駐車場としての機能を維持するとともに、解説板・案内板の設置等により、かつての姿の理解を図る。
- イ 江戸時代の河道との境界を発掘調査やレーダ探査等の手法により見極めることにより、将来的な利活用の方針を検討する材料とする。

F 崖地整備ゾーン

⑬崖地整備区域

<現状>

この区域は、本丸東・南側、広瀬川とその支流竜の口溪谷の自然崖からなり、本丸の防御上の地形として機能していた場所である。現在は崩壊が進み、本丸縁辺にある遺構の一部は失われているが、一部の崖地補強工事が行なわれている。また、崖地から本丸の縁辺にかけては多くの樹木が生え、市街地からは緑豊かな景観となっている。

藩政期には、本丸東側の崖下が広瀬川の流路であったが、現在は河道が東へ移動し、旧河道部分は公園として利用されている。

<整備方針>

本丸の遺構の保存の観点と、市街地からと本丸跡からの景観のありかたを検討する必要性の観点から、植生環境の調査を踏まえて、仙台城跡全体の景観と植生管理の方針を検討する。その後、検討結果を踏まえた整備を行う。

[その他の区域]

平成 22 年度追加指定地（二の丸西部）

この区域は、二の丸の西端部から二の丸外にかけての区域であり、区画施設や屋敷などの存在が想定される。現在は、更地や山林である。

二の丸詰門整備区域と離れており、二の丸の主要な殿舎からも離れた場所の飛び地であるため、史跡全体から見て調査に基づく整備の優先度は低いため、現時点では整備区域としての設定は行わず、当面は現状の維持管理に努める。

御裏林

この区域は、天然記念物青葉山として指定され、東北大学植物園として管理されている。区域内は大半が山林であるが、一部には本丸へ続く尾根を切断する堀切や、中世山城の可能性がある遺構などが存在している。城郭の遺構を顕在化する整備は、天然記念物指定地という制限から困難であることから、東北大学と連携のうえ整備のありかたを検討する必要がある。そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、当面、東北大学植物園の活用事業との連携を図るとともに、遺構の測量などの調査を計画的に実施しながら将来的な整備の手法を検討していく。